明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件（総務四〇七）　一
〔官庁報告〕
平成二十九年度技術士第一次試験合格者（文部科学省）　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　四三
裁判所
破産、免責、再生関係　四四
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、厚生年金基金解散・清算人就任関係　八〇
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　八六
会社その他
会社決算公告　八六

告示

○総務省告示第四百七号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十四日

総務大臣　野田　聖子

一　指定再放送事業者の氏名又は名称を変更するもの

変更前の指定再放送事業者の氏名又は名称	変更後の指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
株式会社南東京ケーブルテレビ	株式会社ケーブルテレビ品川	第KT0034―0340号	平成二十八年七月一日	東京都品川区の全域、港区港南、目黒区下目黒、目黒三田、大田区上池台、北千束の各一部
光ケーブルネット株式会社	光ネット株式会社	第KT0312―0308号	平成二十八年八月二十五日	群馬県桐生市（旧桐生市の区域に限る。）、太田市（旧太田市の区域に限る。）

二　指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域を変更するもの

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	変更前の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域	変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
株式会社秋田ケーブルテレビ	第TH0003―0003号	平成二十八年七月十一日	秋田県秋田市旭川新藤田町、秋田町、旭川新藤田東町、旭川清澄町、旭川南町一丁目から三丁目まで、旭北栄町、旭北錦町、旭北寺町、茨島二丁目、四丁目、横森七丁目、横森一六丁目、卸町一丁目から五丁目まで、下北手松崎、外旭川八幡田二丁目、外旭川八柳一丁目から三丁目まで、牛島東一丁目から六丁目まで、御所野元町二丁目、七丁目、御野場一六丁目から八丁目まで、御野場新町一丁目から五丁目まで、港北新町、港北松野町、高陽幸町、高陽青柳町、桜一丁目から四丁目まで、桜ガ丘一丁目から五丁目まで、山王一丁目から七丁目まで、山王新町、山王中島	秋田県秋田市旭川新藤田町、秋田町、旭川新藤田東町、旭川清澄町、旭川南町一丁目から三丁目まで、旭北栄町、旭北錦町、旭北寺町、茨島二丁目、四丁目、横森七丁目、横森一六丁目から五丁目まで、下北手松崎、外旭川八幡田二丁目、外旭川八柳一丁目から三丁目まで、牛島東一丁目から六丁目まで、御所野元町二丁目、七丁目、御野場一六丁目から八丁目まで、御野場新町一丁目から五丁目まで、港北新町、港北松野町、高陽幸町、高陽青柳町、桜一丁目から四丁目まで、桜ガ丘一丁目から五丁目まで、山王一丁目から七丁目まで、山王新町、山王中島